

保険会社向けの総合的な監督指針 本編 (新旧対照表)

現 行	改 正 案
Ⅱ 保険監督上の評価項目 Ⅱ－4 業務の適切性 Ⅱ－4－2 保険募集管理態勢 Ⅱ－4－2－2 保険契約の募集上の留意点 (1) (略) (2) 法第 294 条、第 300 条の 2 関係 (情報提供義務) ①～② (略) ③ 準用金融商品取引法第 37 条の 3 関係 ア. (略) イ. 契約締結前交付書面に関し、「契約概要」と「注意喚起情報」について、書面を作成し、交付しているか。 なお、契約締結前交付書面の主な項目は以下のとおりとする。 (略) (ア) ～ (外貨建て保険) (略) (MVA (Market Value Adjustment) (注) を利用した商品) l. 市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約返戻金額に反映させる保険であることの説明 m. 保険契約の締結から一定の期間内に解約された場合、解約返戻金額が市場金利に応じて計算されるため、損失が生ずることとなるおそれがあること。 <u>(新設)</u> n. 諸費用に関する事項 (運用期間中の費用等) (注) (略) (イ) (略) ウ. ～ オ. (略) ④～⑪ (略) (3) ～ (17) (略)	Ⅱ 保険監督上の評価項目 Ⅱ－4 業務の適切性 Ⅱ－4－2 保険募集管理態勢 Ⅱ－4－2－2 保険契約の募集上の留意点 (1) (略) (2) 法第 294 条、第 300 条の 2 関係 (情報提供義務) ①～② (略) ③ 準用金融商品取引法第 37 条の 3 関係 ア. (略) イ. 契約締結前交付書面に関し、「契約概要」と「注意喚起情報」について、書面を作成し、交付しているか。 なお、契約締結前交付書面の主な項目は以下のとおりとする。 (略) (ア) ～ (外貨建て保険) (略) (MVA (Market Value Adjustment) (注) を利用した商品) l. 市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約返戻金額に反映させる保険であることの説明 m. 保険契約の締結から一定の期間内に解約された場合、解約返戻金額が市場金利に応じて計算されるため、損失が生ずることとなるおそれがあること。 <u>n. 解約返戻金額の計算基礎を設定する時期と解約時期の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるために係数を定める場合、その係数が及ぼす影響 (解約時の保険料積立金に対して控除される割合の例示等)</u> <u>o. 諸費用に関する事項 (運用期間中の費用等)</u> (注) (略) (イ) (略) ウ. ～ オ. (略) ④～⑪ (略) (3) ～ (17) (略)

保険会社向けの総合的な監督指針 本編 (新旧対照表)

現 行	改 正 案
IV 保険商品審査上の留意点等 IV-1 共通事項 IV-1-9 保険契約者等（顧客を含む。）への説明事項 低解約返戻金型商品、無選択型商品、マーケット・ヴァリュー・アジャストメントを利用した商品及び転換に類似する取扱い等については、商品内容等を保険契約者等に十分に説明する方策が講じられているか。 <u>マーケット・ヴァリュー・アジャストメント…保険料積立金（保険法第 63 条及び第 92 条に規定する保険料積立金をいう。）に契約時と解約時の金利差によって生じる運用対象資産の時価変動に基づく調整を加えたものを解約返戻金とする仕組み</u> IV-5 保険数理 IV-5-2 責任準備金 (1)・(2) (略) (3) <u>マーケット・ヴァリュー・アジャストメントの仕組みを持つ商品の責任準備金については、保険料積立金と解約返戻金とのいずれか大きい額を積み立てることとなっているか。</u> IV-5-3 契約者価額 解約返戻金については、支出した事業費及び投資上の損失、保険設計上の仕組み等に照らし、合理的かつ妥当に設定し、保険契約者にとって不当に不利益なものとなっていないか。 <u>(新設)</u>	IV 保険商品審査上の留意点等 IV-1 共通事項 IV-1-9 保険契約者等（顧客を含む。）への説明事項 低解約返戻金型商品、無選択型商品、<u>MVA（本監督指針Ⅱ-4-2-2(2)③イ.（ア）の「MVA」をいう。以下同じ。）</u>を利用した商品及び転換に類似する取扱い等については、商品内容等を保険契約者等に十分に説明する方策が講じられているか。 (削除) IV-5 保険数理 IV-5-2 責任準備金 (1)・(2) (略) (3) <u>MVA の仕組みを持つ商品の責任準備金については、保険料積立金と解約返戻金とのいずれか大きい額を積み立てることとなっているか。</u> IV-5-3 契約者価額 (1) <u>解約返戻金については、支出した事業費及び投資上の損失、保険設計上の仕組み等に照らし、合理的かつ妥当に設定し、保険契約者にとって不当に不利益なものとなっていないか。</u> (2) <u>MVA を利用した商品について、解約返戻金額の計算基礎を設定する時期と解約時期の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるために係数を定める場合、その係数については、解約に伴い発生する費用との整合性やリスク管理の高度化等に照らして、合理的かつ妥当な水準に設定し、保険契約者にとって不当に不利益なものとなっていないか。</u>